

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年5月30日

担当	東京労働局労働基準部 監督課長 神子沢 啓司 主任監察監督官 梶山 英之 電話 03 (3512) 1612
----	---

関東運輸局と合同で荷主企業へ要請・周知を行います ～トラック運転者の労働環境改善のための取組～

東京労働局（局長 富田望）では、関東運輸局と合同で荷主企業を訪問し、トラック運転者の労働環境改善に向けた要請・周知を行うこととしましたのでお知らせします。

自動車運転者については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されたところですが、トラック運転者の労働環境は、荷主との取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

このため、東京労働局に設置した荷主特別対策チームの荷主特別対策担当官が、関東運輸局のトラック・物流Gメンと合同で、下記により荷主企業に対する要請・周知を行います。

記

1 日時

令和7年7月2日（水） 14時00分～15時00分（予定）

2 要請・周知事項

- ① 長時間の恒常的な荷待ち防止
- ② 改善基準告示（※）を配慮した発注【発注担当者向け】
- ③ トラック輸送の「標準的な運賃」の理解・協力

※ 改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めています。

3 取材対応

取材（撮影を含む。）の範囲については、企業の意向に応じて決定します。
モザイク処理等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、当日の詳細や取材の申込方法については、追ってお知らせします。